

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設の食費・居住費について、一定の条件を満たす方には自己負担の上限（限度額）が設けられます。負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定」の申請が必要です。

令和2年度分介護保険負担限度額認定証をお持ちの方の有効期限は令和3年7月31日(土)です。下に該当する方は、更新の手続きが必要です。※6月28日(月)から更新申請を受け付けます。

- ▼対象者 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・療養病床施設入所者およびショートステイ（短期入所）利用者
- ▼有効期間 令和3年8月以降に申請した月の1日～令和4年7月31日まで
- ▼支給要件の見直し 令和3年8月から下表の負担限度額を超える場合に介護保険から給付される特定入所者介護サービス費について利用者負担段階が細分化されます。

▼所得段階別の負担限度額（1日あたり） ※令和3年8月より適用

利用者負担段階	対象	居住費の負担限度額				食費の限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 ※令和3年8月から 600円
第3段階	第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円 ※令和3年8月から 1,000円
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 ※令和3年8月から 1,360円	650円 ※令和3年8月から 1,300円

※（）内の金額は、特別養護老人ホーム利用またはショートステイ利用の際の金額。

ただし、下記の(1)(2)のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費は支給されません（負担軽減の対象外です）。

(1)住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合。

(2)住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金などが基準を超える場合。

※上記(2)については令和3年8月から預貯金要件の見直しがあります。

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

▼申請方法 申請用紙は役場1階保険年金班にあります。またホームページにも掲載しています。

▼持参物 ①本人・配偶者の通帳など（写しでも可） ②本人の個人番号カードまたは通知カード
③本人の介護保険証 ④本人・代理人の顔写真入り身分証（個人番号カード、運転免許証など）